

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
作成委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画
(以下「計画」という。)を作成するにあたり、専門的・個別的事項について
審議するため、船橋市介護保険事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)
に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画作成
委員会(以下「作成委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 作成委員会は、次に掲げる事項について審議等を行い、その結果を運
営協議会に報告する。

- (1) パブリック・コメントの実施に向けた計画素案に関する事項
- (2) パブリック・コメントの結果を受けた計画案に関する事項
- (3) その他計画を作成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 作成委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

2 作成委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 運営協議会の委員
- (3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会の委員
- (4) 船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員
- (5) 船橋市医師会代表
- (6) 船橋歯科医師会代表
- (7) 船橋薬剤師会代表
- (8) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (9) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (10) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (11) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (12) 船橋市民生児童委員協議会代表

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局高齢者福祉部介護保険課が行う。

(書面開催)

第8条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。